

平成 26 年 2 月第 322 回定例会（第 5 日 2 月 26 日）

## しの木和良 質疑のまとめ



**【質問】農政改革後の地域社会の維持について。**

①将来の農業の担い手像について。

農業政策が、大きな転換点を迎えています。農業者の高齢化や耕作放棄地の増加など農業環境が大きく変化し、また、交渉の続く環太平洋経済連携協定(TPP)など貿易自由化への対策も含め、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。

昨年 11 月、政府は戦後の我が国の農業を支えてきた米の生産調整、いわゆる減反政策を 5 年後の 2018 年を目途に見直すことを決定しました。これまで米の過剰生産を抑制し、米価の下落を防ぎ農業を維持する基礎となってきた保護政策が根本的に見直され、日本農業の構造再編、競争力強化を促す動きが進もうとしています。

また、現在、麦や大豆、そばなどの生産拡大を促すため支給されている畑作物の直接支払交付金交付対象者が、販売農家、集落営農と幅広く設定されているのに対し、米や麦、大豆の価格が下落したときに所得の減少を補う収入減少影響緩和対策の支援対象者は、4ヘクタール以上の認定農業者や 20 ヘクタール以上の集落営農を行う大規模農業者等に限定されています。それが、来年からは双方ともに、認定農業者、集落営農、認定就農者に統一されて規模要件が廃止される一方、畑作物の直接支払交付金の支払対象者は大幅に絞り込まれる見直しとなります。

このことによって、農業者保護施策が抑制され、農業の競争力強化が進み、大規模な農業者や高付加価値戦略を行って効率的な経営を実践する農業者に生産集中するとの期待も高まっています。

加えて、農地中間管理機構の新設による農地集積を促進する方針も出されており、農業経営の大規模化を促進する動きが今後加速するものと思われます。

実際、農家を中心とする集落では、後継者不在と耕作放棄地の増加が大きな不安材料となっています。そのため、農地を集積し認定農業者や集落営農等に集約し、農業を保護することを抑制する米の生産調整の見直しなどによって市場原理の導入を図り、競争力の強化で効率的な強い農業を育てていくことも必要とされています。

しかしながら、今回の見直しでは、競争力強化の一方で、農業構造の激変を緩和するため、転作支援の強化や日本型直接支払制度の新たな創設など、農業者を保護し、米価や農業者所得の維持を図ろうとする農業構造の再編や競争力強化とは反面の要因も入っています。

すなわち、水田を活用して飼料用米や米粉用米の生産をする場合に支払われる直接支払交付金は支給金額の上限が引き上げられ、農地を維持するための日本型直接支払制度も創設されることで、集積・集約できない地域の農地が維持保全され、農家を中心とした集落の安定が確保される面もあります。

その結果として、生産効率を高めていく大規模農業経営者と、これまでの農業を支えてきた零細な農業者とが混在する農業形態となると思われませんが、兵庫県の農業として、その方向性をどのように考えられているのか、ご所見をお伺いいたします。

続けて、農村集落におけるコミュニティの維持について伺います。

## ②農村集落におけるコミュニティの維持について

今回の見直しは、先ほど申し上げたような二面性を持ったものでありますが、今後はやはり認定農業者などの経営環境を改善したり農業保護を抑制したりしながら、競争力を強化する方向に進んでいくと思われまます。

その場合に、兼業農家や小規模農家の農業を中心に成り立ってきた地域社会では、祭事や生産組合、水利組合など、あらゆる集落のコミュニティ機能が薄れ、なくなっていくということも懸念されます。

また、認定農業者や集落営農が期待された効果を果たし、かつ集落も維持できたとしても、その認定農業者等の後継が次の世代、その次の世代へと承継されない場合、集落はどうなっていくのかといった疑問も生じます。

知事が言われるふるさと意識を育て、地域再生によって地域が元気な兵庫づくりをしていくためにも、集落全体として農業活動が存続されなければならないと思います。就農者の高齢化や耕作放棄地の増加など、農業の現状を変革しなければならないことから考えると、農業の構造再編を考えながら集落として成り立っていく地域活力の方向性も示されなければなりません。

すなわち、今回の農業構造の見直しによる影響は、農業への市場原理導入の産業面と地域社会の存立そのものが農業を中心として成り立っていることと併せて考えなければならないことを示しているものと考えます。

そこで、このたびの農業施策の見直しを受けて、農村集落におけるコミュニティの維持について、どのように対処されようとしているのか、ご所見をお伺いします。

## 【答弁】知事(井戸敏三) 農政改革後の地域社会の維持について。

### ①将来の担い手像について。

本県農業の担い手につきましては、これまで認定農業者や集落営農の育成に努めてきました。しかし、小規模兼業農家が約8割を占め、農業就業者の平均年齢が全国平均を上回る実情、65歳以上の高齢農業者が約7割を占めております。

このような農政の大転換期を迎え、本県農業の継続的な発展を図っていくためには、大規模農家や集落営農の育成を促進し、さらに、これらの、つまり大規模農家や集落営農のさらなる

法人化や集団化を進めることにより、実質的な経営規模の拡大を図り、永続的な農業経営体を育成していくことが課題となります。

このため、認定農業者等の担い手に対しましては、法人化や雇用労働を活用して、より一層の経営規模の拡大を図ってまいりますとともに、大規模農家間の連携による集団化を進めなくてはなりません。つまり、基礎単位としての認定農業者や集落営農をさらに大ぐくりした集団化が必要なのではないかと考えています。

一方で、集落営農が未組織の集落があります。これらに対しましては、集落リーダーや営農スタッフを養成して、小規模兼業農家の参加も促しながら組織化を図っていかねばなりません。そのための法人化や複数の集落営農による広域の連合化も視野に入れながら、まずは足元の認定農業者の育成や集落営農の強化を図っていく必要があると考えております。つまり、大規模化と足元強化であります。

今後、持続が困難となる小規模兼業農家につきましては、大規模農家や集落営農への農地提供をしていただく、あるいはスタッフとして参画していただくというようなことも考えられますが、自家消費用の農業活動は続けられることになると思います。

そのような意味で、私がいつも株主になっていただくと言っておりますが、自家消費用の農業活動を行いながら株主になっていただいて地域農業を支えていただく、そのような形での参加が考えられるのではないかと思います。こうした取り組みにより、永続的な農業経営体を中心とする本県農業の継続的な担い手となることを期待をしていきたい、このように考えています。

## ②農村集落におけるコミュニティの維持について。

農村集落におきましては、これまで農業を中心とした共同作業などを通じまして、地域コミュニティが成立してきました。このたびの農業施策の見直しがありますと、意欲ある認定農業者や集落営農への農地利用の集積が進んでいくと考えられます。

その中で、農村集落のコミュニティを維持していくためには、農地を提供した土地持ち非農家が引き続き農に関わりを持ち、集落内の役割を果たし続けていただかねばならないと考えます。

そのような状況を考えましたとき、農業の多面的機能の維持や発揮のための地域活動が支援されます「日本型直接支払制度」を積極的に活用していく必要があると考えています。非農家も含めた地域ぐるみによる農道や水路の維持管理などの共同活動を促進していきたいと思えます。

また、集落内に家庭菜園ゾーンを設け、農地を提供した土地持ち非農家が自家用野菜の栽培に取り組むことができるなどの集落内の農地利用の調整を図る必要があります。地域住民が「農」に関わりを持ち続けられるような仕組みの構築を促したい、と考えています。

さらに、農村集落のコミュニティの維持を図るためには、定住人口と交流人口を合わせた持続人口の維持・拡大が必要です。これにより、地域全体の活力の保持ができると考えられます。主体的・自主的な都市との交流や自立的なにぎわいづくりをめざしまして、定住に向けた情報

発信や空き家改修など、地域再生のための試みをさらに充実していく必要があると考えています。

これらの取り組みにより、農政の転換期にあっても農村集落におけるコミュニティの維持と、活力が図られるように努めてまいりたいと考えています。



### 【再質問】

産業面として認定農業者の大規模経営化、また、兼業農家と弱小農家と言われる方々の株主としての参加も理解できますし、農村としての集落の維持をしていくためのさまざまな内容も理解はできる。集落と町という基本的な成り立ちを考えた場合には、やはり働く場とともに存在するものであると思う。その意味では、農地を認定農業者等に貸与してしまうと、農地は維持できるし、農業社会としては維持できるが、農業に携わらない方々がたくさん出てくる。それで今の就農者は別として、後継者等は都市部にサラリーマン化して居を移すということにはしないかなというふうと思う。

もう一つ、中山間地などで農地と農業を維持するための施策を講じていっても、やはりブランド化の追求や6次産業化の高付加価値化を追求することによって、農業としての経営が成り立つことも考えないといけないが、現状から見ますと、それが十分成り立つかは考えにくい。

やはり今の集落近くに兼業農家として成り立つような何らかの就業の場を、それぞれの地域ごとに設けていくことが必要ではないかなと考えているが、その点について改めて、もう一度、お考えをお願いいたします。

### 【答弁】知事(井戸敏三)

理想的な形で、そのような展開が図れれば望ましいと思います。

ただ、これまでの現実、なかなかそうではありませんでした。それで、集落なりコミュニティを中心に考えてきたことに伴って、産業としての農業もなかなか成立しない。一方で、農村環境としての環境づくりも、ある意味で中途半端に終わっているのが今の現状であると考えたとき、まずは産業としての農業の確立をき見据えて、成長産業として農業に取り組んでいく。

一方で、住居地域としてのコミュニティのあり方は、近くに勤務地がなくてはならないのではなくて、住所がそこにあり続けられて勤務できるというような、もう少し広範囲で弾力的な考え方も取り入れられると思います。

そのような意味で、集落との関連を結びつけておく対応というのは何だろうかと考えましたときに、自分たちの食料は自分たちで確保するという意味での農業活動は続けていく。一方で、それ以上の農地は提供していく。そして、働く場は働く場として外に確保するというようなあり方が一般的な形になっていくという意味で、将来の方向を一つ見定めて対応する必要があるという意味で申し上げました。

もちろん近隣に働く場が確保できる努力は、これからも続けていく必要があるのではないかと考えております。ただ、それだけでは、これからなかなか将来像を描きにくいのではないかと意味で、現実的な将来像を提案した。



### 【質問】 市街化調整区域の計画的なまちづくりについて。

少子化・高齢化が進み、いよいよ我が国は世界にも類を見ない人口減少社会に突入する社会構造の転換期に入りました。都市部でも拡大から縮小へと変化するなど、これまで地域を支えてきたさまざまな制度も見直しをしなければならない状況となってきました。

そのような中、地方の地域活性化や再生は大きな課題となっています。これまで無秩序な開発を抑制し計画的なまちづくりに貢献してきた市街化調整区域の制度が、結果として地域の発展を阻害している地域も見られます。

私は、これまで平成 23 年の決算特別委員会や翌年の本会議での一般質問などを通して、若年層の流出に歯止めがかからない猪名川町における実情を訴えてまいりました。

その結果、まちづくり部長自らが猪名川町役場まで赴き、その必要性をご理解いただいた上で、市街化調整区域内における計画的なまちづくりのモデル検討の対象として取り組みを進めていただくこととなりました。

昨年の4月からは、県のまちづくり部と阪神北県民局、我々地元選出の3名の県議会議員、そして猪名川町によって町の土地利用に関する懇話会が発足をし、活力あるまちづくりへの協議が進められています。平成 28 年度には、猪名川町の南部地区を東西に新名神高速道路が開通、供用開始され、隣接する川西市内にインターチェンジへのアクセス道路が町内に開通することとなります。その道路沿いには、44 ヘクタールの猪名川町の町有地があり、また能勢電鉄の日生中央駅近くにも 87 ヘクタールの町有地があります。その二つの土地は、上下4車線の県道で結ばれています。

町では、県の市街化調整区域の計画的なまちづくりモデル地区の流れを受け、アクセス道路近くの町有地は企業などを誘致する産業拠点地区、また日生中央駅近くの広大な町有地については、大学などの教育施設を誘致する文教拠点地区と、それぞれ位置づけて今後のまちづくりを進めていこうとしているところです。

このような教育施設の誘致は、恒常的に若者を初めとする交流人口を生み出し、町の活性化、再生に果たす役割は計り知れないものがあるのではないかと期待をいたしております。このことで、町北部地域の若年層の流出の歯止めに少しは効果を発揮するとともに、北部地域の活力あるまちづくりへの契機ともなってくれるものと考えます。

さらに、この両拠点地区をつなぐ県道には、沿道サービスができる土地利用が考えられ、当該住民の意向調査も進んでいます。将来にわたる町の都市づくりの性格を転換することになるかもしれない大規模な事業展開ではありますが、一方で、まちづくり完成の具体化も平成 28 年度の新名神高速道路の供用開始に間に合わさなければならないほど時間的にお尻に火がついた状況となってきています。

県として、今回のモデル検討は、県下の同じような課題を持つ各地域にとって今後の先駆となるケースとして何としても成功させなければならないものと考えますが、県が果たすべき役割をどのように考え、また、猪名川町の活性化、再生に向けて具体的にどのように生かされていく

のか、ご所見をお伺いいたします。

### 【答弁】まちづくり部長(大町 勝)

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされておりますが、厳しい土地利用規制が地域の活力低下を引き起こしているのご指摘もあります。

このため、今年度から猪名川町、稲美町において市街化調整区域の計画的なまちづくりのモデル検討を始めたところです。

猪名川町は、平成 28 年度供用予定の新名神高速道路、(仮称)川西インターチェンジに近接し、アクセス道路の整備により地域ポテンシャルの向上が見込まれます。しかしながら、猪名川町の市街化区域は開発されたニュータウンに限定されており、新規開発の余地がありません。一方、市街化調整区域内には、交通アクセスに優れた町有の大規模未利用地等の開発適地が存在しております。

この状況を踏まえ、県としては、インターチェンジの供用を契機とした産業需要、観光需要等の受け入れが可能となるよう、町と一体となって市街化調整区域の土地の有効活用を検討し、猪名川町の活性化、それから阪神北地域全体の地域力の向上に結びつけていきたいと考えております。

具体的には、産業拠点に位置づける肝川・差組地区の町有地約 44 ヘクタール、それから多田銀山の入り口に交流拠点として位置づける広根地区の幹線沿道——これは約4ヘクタールになりますが——については、町決定の都市計画である地区計画を来年度早期に決定することで、建築制限を解除し、計画に基づく速やかな開発と企業誘致をめざすことといたします。

さらに、文教拠点として位置づける日生中央駅近接の町有地約 87 ヘクタールにつきましても、施設誘致の決定後に速やかに地区計画を決定いたします。

この猪名川町における市街化調整区域のまちづくりの取り組みは、引き続き来年度も継続するとともに、同様な課題を持つ県下市町も活用できるよう、広くノウハウの提供を図ってまいります。



### 【質問】 難病患者の目線に立った行政手続について。

難病患者の医療費助成制度が、約 40 年ぶりに大きく変わることになりました。対象の疾患が、現行の 56 から約 300 程度へと大幅に拡充され、受給対象者も全国で約 78 万人から約 150 万人に広げられようとしています。また、これまでの予算措置での対応ではなく、法律に基づいた制度として公平・安定的な制度の確立がめざされています。

これは、原因不明、治療方針が確定されず慢性的な疾病に苦しみ、精神的にも負担が大きい患者さんや介護等でご苦勞をされている家族の方々の目線に立って、医療助成を実体的に拡充しようとするものであります。

その一方で、手続面については行政側の立場に立った考え方が、なお強いのではないかと思います。このことにつきましては、平成 21 年 12 月の一般質問でもお伺いしましたが、このたびの医療費助成制度の拡充を受けて改めてお聞きしたいと思います。

昨年、潰瘍性大腸炎を患っておられる方から悲痛な声をお聞きました。その方は、起きているのがつらく外出もままならないのですが、1年に1度、受給証更新の手续に出向かなければならず、何とか郵送での更新手続をお願いできないかとお願いをいたしましても、県の担当者からはだめだと言われるとのことでございました。その方は、「何ゆえ郵送の更新申請がいけないのですか、難病患者を支えてくれる医療助成ではないのですか」と強く訴えておられました。

厚生労働省の担当課にお尋ねると、「そもそも、特定疾患治療事業は、医療助成をすることが主たる目的ではなく、患者データを収集し研究に役立てることが主たる目的です」とのことでした。医療助成は研究事業のために支給しているので、1年に1回、データ収集のために手続をするのが当たり前という、難病患者の方々の苦しみを少しでも察しようという思いが感じられない回答です。

県としても、患者や家族の立場に立った更新手続の簡略化を国に働きかけていただいていると思いますが、厚生労働省がこのような考え方では、実現できるものではないと思われま。そこで、以前にもお伺いしましたが、患者等の負担を少しでも軽減できる郵送による更新手続を、受付窓口である県レベルで実現することができないのかということです。

前回質問した際には、「今後、郵送による更新申請書の受け付けなど、引き続き県として実施できる手続の簡略化について検討を進める」との答弁をいただきましたが、実現に向け、これまでどのような検討をされてこられたのか、難病対策の改正による今後の見通しと併せ、ご所見をお伺いいたします。

#### **【答弁】 健康福祉部長(太田稔明)**

国は難病に係る医療費助成において、一つには治療研究に必要な臨床データの集積、また、自己負担限度額の設定のために診断と所得に関する証明書の提出を毎年更新申請時に義務づけておりますことから、まず県では、保健師が更新申請の機会を捉えて、受給者の方、また家族の方々に対する個別相談を実施いたしております。

県では、郵送による申請手続のご要望を受け、各健康福祉事務所に意見聴取をしました。郵送では、その3割以上に書類の不備不足があり、対応に時間を要し、かえって申請者の負担となる場合も見られるとの意見がありました。

しかし、申請者ご本人が、独居、入院、寝たきり等で窓口に行ける状況にない等の個別の事由がある場合には郵送による受け付けの相談にも応じることとしました。これを各健康福祉事務所及び各政令市保健所に周知しております。

現在、国において、難病患者に対する医療費助成等について、公平かつ安定的な制度を確立いたしますために本国会に法案を提出し、平成27年1月からの施行の準備を進められております。

なお、診断と所得の確認が必要として、法施行後も毎年の更新は継続される見通しでございます。

県といたしましては、新たな難病制度の動向を注視しながら、その制度開始に当たりましては、

難病患者の方々が申請手続を円滑に行えるよう周知に努めてまいります。

また、国に対しても患者さん、家族の立場に立ちまして、手続を抜本的に見直すよう、引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。



**【再質問】**（しの木和良議員） どうしても窓口に行けない方については、その相談に乗るように周知をしていくと、いうお答えだったと思いますが、これから特に難病の範囲が広がっていく中で、起きることもままならないような方もたくさんおられる訳です。そういう方々に対して、何ゆえに一般的に郵送でもオーケーですよ、来ていただいてもオーケーですよというような制度がとれないのか。

また、今、お聞きしていてもすぐ思いますが、できないということをまず結論を出しておいて、それから理由づけをいろいろ考えておられるような気がするんですけども、何とかやろうという、その患者の身に立って何とかやろうという思いの中で、そのために手続がうまくすり抜けていけないかというようなことを考えていただくということは無理なんでしょうか、再質問をいたします。

**【答弁】** 健康福祉部長（太田稔明）

今、議員がおっしゃったとおりでございます。過去においてこのご要望を受けて、まず一つには、我々から申請書類を患者さんに郵送をしております。それから、いろんな印鑑がございますが、それについても、もう確認印だけでよしとしようとか、それから、いわゆる世帯全員の所得でなくてもよいというようなことも改良いたしました。この中で、ある事由のある方については郵送で受け付けると。これが現在の精いっぱいやり方かと思っております。

その中で、今のところ、例えば難病の患者さんはこれから増えますけれども、兵庫県では恐らく3万3,000人ぐらいいらっしゃるんですが、郵送でこられる方は約3%、1,000人でございます。それらの中で、今後さらに保健所の方が申しましたように、こっちに来ていただく方は相談に乗って書類の不備をなるべく防ぐ、それから郵送によっても、かなりその中でもちょっといろんな修正も必要なんでございますが、それも丁寧にやりながら、少しでもこの制度が国に定められた制度の中で広めるように努力をしています。



行政施策というのは、幾ら庶民にとってすばらしい内容の実態であったとしても、それを行うやはり行政手続と一体となって効果を発揮するものだというふうに思いますので、できましたら申請手続の文面に「一部郵送手続も可能です」というような案内を入れていただければ、それはどうしても来られない方についてはという形でも結構ですので、入れていただければありがたいなというふうに思います。

**【質問】** 交通違反や事故が発生した場合に科される行政処分の適正な執行について。

身近な例で恐縮ではありますが、救護義務違反、いわゆるひき逃げとして処理された案件が



ありました。本案件は、刑事処分では不起訴となりましたが、行政処分では免許取消処分となったところです。行政処分は、公権力を持つ者が、その権限に基づき法の定めるところに従って執行される行政行為です。これは、行政庁がめざす行政法秩序を安定させ、国民の信頼と安定を保護するためのものと理解しています。

したがって、その行政処分に瑕疵があろうとなかろうと、一旦なされた行政処分は、専門機関が取り消さない限り有効性が確保されるものであります。

交通違反に関して言えば、道路交通の危険を防止するため、危険な兆候を示したドライバーを道路交通の現場から一定期間排除するという交通安全確保の制度で、公安委員会がその行政目的に従い、法令で定められた基準で処分を執行されるものです。それゆえに、当事者の争いを検察官や裁判官という第三者の慎重な判断を得て罰金や懲役刑という刑罰をもって臨む刑事処分とは異なるものであることも理解するところです。

しかしながら、その反面、刑事処分で不起訴となった後に免許取り消しの重い処分が出て、しかも、その当事者が、ひき逃げなどの違法行為をしていないと争おうとしている場合などでは、どうしてもその処分に不信感が抱かれることもあります。事故の発生から1年を経て行政処分がなされることもあると聞きますが、処分対象者には余りにも長く感じられ、何をどのように調査していたのかなどと疑問を抱かせることにもなります。

公権力の行使となる行政処分ですので、迅速に調査を終え手続を進める必要があるのではないかと考えますが、適正な行政処分の執行手続についてどのように考えられておられるのでしょうか。

処分後、異議申し立てがなされてから6ヵ月も経過した後に公安委員会の裁決が出る事例もあるようにお聞きをいたします。異議申し立ての制度は、異議申立人が行政庁の違法、または不当な処分、その他公権力の行使に当たると感じる行為について広く不服申し立ての道を開き、国民の権利・利益の救済を簡易・迅速に図ることにあります。6ヵ月という期間が、慣例から見ても簡易迅速なのかどうか分かりませんが、公安委員会が既に調査をした上で行った処分について、その当該委員会に異議を申し立てをしているもので、さらに6ヵ月もかけ何を審査しておられるのか、疑問に感じるところであります。

職業運転者の場合など、免許がなくなっている当事者の生活も考慮して、公安委員会の結論が変わらないのであれば、一刻も早く訴訟できる道を開くべきではないかと考えます。それが迅速を旨とする処分庁への不服申し立ての制度ではないかと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

**【答弁】警察本部長(井上剛志)**

議員ご質問のとおり、運転免許に係る行政処分は、悪質・危険な運転者に対して、その住所地を管轄する公安委員会が事実調査をした上で、免許の停止及び取消処分を行う行政行為であります。

また、一般的に行政処分は将来における道路交通の危険を排除することを目的とし、その手続や判断の主体などにおいて刑事処分とは異なりますことから、それぞれ独立して処分が行

われております。

行政処分の決定に当たっては、処分をすることの可否や軽重を判断するため、交通違反や事故の事実関係を精査いたしますほか、90 日以上の停止及び取消処分については、事前手続として被処分者から意見の聴取等を行うなど、個別具体的な事情を考慮する必要があり、処分に相当の日数を要する場合もございます。

さらに、異議申し立てについても、申立人に有利、または不利な事実関係を調査する過程で、処分の理由となった交通違反や事故が他の都道府県で発生したのものに関しては、当該都道府県警察に改めて事実関係の調査を依頼したり、処分前にはなかった新たな内容の申し立てがなされて再調査をすることが必要となるなど、相当な期間を要する場合も出てまいります。

いずれにしても、悪質・危険運転者に対する行政処分が遅れますことは、道路交通の安全を阻害し、また、不服申し立ての処理に長期化についても、申立人に対して不利益をもたらすおそれがありますことから、引き続き迅速かつ適正な処分執行と不服申し立ての処理に努めてまいり所存であります。



**【再質問】** 私がお聞きしたかったのは、そういう重大な悪質ドライバーであるとか違法行為、違反行為をした者であるということが決まった者に対する処分行為ということではなくして、私が何ゆえに刑事処分の例と行政処分の例を併せて申し上げたかと申しますと、その二つを比較して、刑事処分で不起訴処分になるということは何らかの犯罪構成要件に該当しないか、または責任を問うまでには至っていないかというような、刑事処分上では犯罪が成立しないか、または情状酌量をしなければならないというような行為があるにもかかわらず、行政処分は一括して、それをしてしまうということが果たして妥当なのかどうか、それがもし、どうしてもそれでしょうがないとすれば、その行政処分そのものを早く異議申し立ての中で結論を経て、その方々が自分たちが争える道を早く作るべきではないかなということの思いの中でしたんですけれども、ご回答としては同じことだと思いますので、再質問にはいたしませんけれども、そういう思いでしたので、できましたら、そういう方からのご回答をいただきかったなというふうに思います。

今回、ご質問をさせていただきました内容につきましては、やはり行政行為によって、良くも悪くも地域社会に大きな変革をもたらしたり、県民の生活の安全・安心、平和に大きな影響をもたらすことになるというふうに思います。そういうことを考えますと、行政行為を行う際の県民への思いやり一つで県民の幸福感や不満感につながっていくものと思いますので、我々としては少数の県民の意志も民意であることを常に肝に銘じて県政に当たらなければならないということを自分にも言い聞かせて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

本文は <http://www.kensakusystem.jp/hyogopref/cgi-bin3/ResultFrame.exe>

より引用して編者が校正したものです。